長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

長崎市議会委員会条例 (昭和31年長崎市条例第23号) の一部を 次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条の2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のと おりとする。

		9 6	-	
名	和	尓	定数	所管
総		務	10 人	(1) 次に掲げる組織の所管に属する事項
委	員	会		ア 秘書課、資産経営室、広報広聴課、しごと改革室、
				防災危機管理室及び出納室
				イ 総務局企画財政部
				ウ 総務局総務部
				エ 総務局理財部
				才 市民局市民生活部
				カ 市民局国体推進部
				キ 消防局
				ク 選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員
				(2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する事項以外
				の事項であって、次に掲げるもの
				ア 総務局の所管に属する事項
				イ 市民局の所管に属する事項(市民生活部又は国体
				推進部の所管に属する事項が主となるものに限
				る。)
				ウ ア及びイに掲げるもののほか、他の委員会の所管
				に属しない事項
教育	育 厚	生	10 人	(1) 次に掲げる組織の所管に属する事項
委	員	会		ア 市民局原爆被爆対策部
				イ 市民局福祉部
				ウ 市民局市民健康部
				エ 市民局こども部

	 オ 教育委員会
	 (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する事項以外
	の事項であって、市民局の所管に属するもの(総務委
	員会又は環境経済委員会が所管するものを除く。)
環境経済 10 人	(1) 次に掲げる組織の所管に属する事項
委 員 会	ア 市民局環境部
	イ 経済局商工部
	ウ 経済局文化観光部
	エ 経済局水産農林部
	オ 農業委員会
	(2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する事項以外
	の事項であって、次に掲げるもの
	ア 市民局の所管に属する事項(環境部の所管に属す
	る事項が主となるものに限る。)
	イ 経済局の所管に属する事項
建設水道 10人	(1) 次に掲げる組織の所管に属する事項
委員会	ア 建設局土木部
	イ 建設局都市計画部
	ウ 建設局建築部
	エー上下水道局
	(2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する事項以外
	の事項であって、建設局の所管に属するもの

第2条の3を削る。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改める。

第9条の見出し中「、秩序保持権」を「及び秩序保持権」に改める。

第12条中「ときは」を「ときは、」に改める。

第16条中「委員は」を「委員は、」に改める。

第17条第2項中「委員長は」を「委員長は、」に改める。

第25条の見出し中「委員と公述人」を「委員及び公述人」に改め

る。

第27条第3項中「委員と公述人」を「委員及び公述人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条、第9条、第12条、第16条、第17条、第25条及び第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

(長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例 (平成23年長崎市 条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 長崎市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条の2の表総務委員会の項第1号中力を削り、キを力とし、 クをキとし、同項第2号イ中「又は国体推進部」を削る。